

平成22年10月22日

平成22年 第10回

# 東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成22年第10回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成22年10月22日（金曜日）午後1時59分～午後2時16分

2. 場 所 東大和市役所会議棟第6・7会議室

3. 出席委員 1番 鈴木敏彦（委員長）

2番 小泉美佐子

3番 土田 豊

4番 武石修一郎

5番 佐久間 榮 昭（教育長）

4. 欠席委員 な し

5. 説明職員

学校教育部長 小 島 昇 公

社会教育部長 小 俣 学

学校教育部  
参事兼  
指導室長  
今 城 徹

学校教育課長  
兼特別支援  
教育係長  
田 代 雄 己

建築課長兼  
教育施設担当  
副 参 事  
堂 垣 隆 志

給食課長 梶 川 義 夫

統括指導主事 小 池 雄志郎

社会教育課長 佐 伯 芳 幸

中央公民館長 長 島 孝 夫

中央図書館長  
兼桜が丘  
図書館長  
松 井 悟

6. 書 記

庶務係長 尾 又 斉 夫

主 事 谷 本 惇

○議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 教育長諸務報告

第3 その他報告事項 (1) 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定に基づく、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の改正について

(2) 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例並びに東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則に基づく、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率の改正について

---

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから平成22年第10回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

---

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。  
会議録署名委員は土田委員をお願いいたします。

---

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。  
教育長。

○佐久間教育長 それでは、平成22年10月1日から平成22年10月16日の間の諸務報告を申し上げます。

平成22年10月1日、異動職員の辞令交付式に出席いたしました。10月異動は、定期異動の一環となっております。

10月2日、上北台公民館まつり開会式に出席いたしました。上北台公民館まつりは、10月2日と3日の両日行われまして、約900人の方々が来館されました。

同日、第一小学校及び第七小学校の運動会を見学いたしました。

10月3日、第四小学校の運動会を見学いたしました。

10月4日、青少年問題協議会に出席いたしました。今回の協議会では、平成23年度の青少年健全育成方針の骨格について、それから善行青少年表彰に値する青少年を把握するために、関係者から情報を収集する方法について協議いたしました。続いて、東大和警察署から平成22年度上半期の青少年補導の状況が報告されました。東大和署管内、東大和市、武蔵村山市、2市の状況ですが、補導した青少年の数は、昨年と比べますと200人以上減っておりますが、なお500人を超える青少年が上半期に補導されたということでもあります。

10月5日、校長会定例会に出席いたしました。私からは、今年から中学校も2学期が8月25日から始まりましたが、猛暑のため各学校にいろいろとご苦勞をかけたこと、2学期は修学旅行、移動教室、公開授業、学習発表会等、行事が大変

多いので事故のないようお願いしたいことについて話しました。また、前日の青少年問題協議会で東大和警察署から発表のあった青少年の状況についてお知らせいたしました。

10月7日、教育委員の学校訪問で第六小学校を訪問いたしました。

10月8日、三市教職員宿泊研修会評議委員会に出席いたしました。今年度の研修会の結果の報告を受けました。また、来年度の実施について協議いたしました。今年度の三市教職員宿泊研修は、清瀬市が幹事となり、7月27日、28日の1泊2日の日程で、フォレストイン昭和館で行われました。参加された教職員は176人で、うち東大和市の教職員は64人で、ほかの2市よりも多く参加されました。来年度ですが、武蔵村山市が幹事市となりまして、場所は今年度と同じフォレストイン昭和館で行うことを内定いたしました。

同日、教育委員懇談会に出席いたしました。

10月13日、東京都市教育長会定例会に出席いたしました。教育長会としては、大きな議題はありませんでした。次に、東京都から、東京都が行っております児童・生徒の学力向上を図るための調査について説明がありました。調査は、小学校5年生と中学校2年生の全員とし、実施時期は、今まで1月でしたが、平成23年度は7月中旬に行う。採点は、各学校の先生方が行う自校方式としたいということの説明がありました。

10月14日、公立学校健全育成会議に出席いたしました。この健全育成会議は、小・中学校の先生方、PTA、保護者の会の皆さん、青少対、保護司、防犯協会の方々に組織し、東大和警察署の協力を得て、児童・生徒の健全育成を行っていくものであります。今回は、今年度2度目の開催でありまして、小・中学校連携教育をテーマに協議いたしました。

10月15日、戦没者追悼式に出席いたしました。

10月16日、市民文化祭開会式に出席いたしました。今年度の市民文化祭は、10月16日から11月3日まで、19日間で行われます。

同日、第九小学校の運動会を見学いたしました。

以上で諸務報告を終わらせていただきます。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。なければ、私のほうから1点、お尋ねしたいと思いますが、東京都の教育長会

ですか、そのときに学力調査の処理は自校方式でやるようにという方向になっているというようなお話ですけれども、東大和市は今年その方法をとらないで大変ありがたかったわけですけれども、これは来年度の場合、都でそういう方向を打ち出したら、各市とも従わなければならないという、そういう性質のものなんですか。

教育長。

○佐久間教育長 教育長会の話ですが、やはり各教育長では、先生の多忙感がさらに増えるということで異論、議論がいっぱい出ております。まあそこだけですけれどね、問題点は。ただ東京都は、もう予算関係は自校方式の採点でいくということのようであります。これは東京都がやっているやつで、この前、予算化したのは全国の調査について市は予算化したので、それはもともと東京都がやっていたんですね。

1つ問題があったのは、1月にやりますと翌年の5月ぐらいに結果が出る時には先生が大体変っちゃうので、先生が余り利用しないということがあったので、そういうことも何とか解消しようということで、7月にやって、夏休みに入ったころ、ご自分で採点してもらおうほうがいいだろうというような話だったようですね。

教育長会では、その程度です。あとは室課長会のほうが詳しいと思います。

○鈴木委員長 国と都の調査、一緒にして、勘違いして、私、質問しましたけれども、指導室長、説明をお願いします。

○今城学校教育部参事兼指導室長 今教育長がおっしゃったとおり、東京都がその方針を打ち出しました。まだ私のほうとしても、室課長会のほうでも概略しか聞いておりません。ただ採点についてはそれぞれの学校の先生が、そのかわりテストの内容を採点しやすいように、煩雑にならない、今回、文科省の場合には、やはり採点者によってかなりの誤差が出てしまうという心配が、かなりいろんなところに出ていましたけれども、東京都が来年度から行うこの学力に関する調査については、その誤差が出ないような、そして先生方の負担が少ないような採点ができる内容にしていくということでもあります。

もう一つの目的として聞いているのは、やはり先生が丸つけすることによって、子供たち一人一人の学力の状況、学習の到達の状況を把握するということが可能になるだろうということをおっしゃっています。

今東大和市では、今年度も東京都の学力調査と、そして国の学力調査、両方をあわせて学力向上推進委員会で分析、そして考察を加えているところでありませけれども、どちらにしても東大和市としましては、全市の子供たちの学習の到達状況につきましては、引き続いて分析をしていきたいというふうに考えているところでもあります。

以上です。

- 鈴木委員長　まあどっちにしても教師の多忙感は相当なものですし、先日、第一中学校で組織された教員の超過勤務の実態調査と報告等によると、大変な時間、実質的に超勤になっているというそういう実態もありますので、またできるだけ教師の多忙感にも応えられるような方向を、ご努力、お願いしたいと思います。そのことが子供に返ってくると思いますので、お願いしたいところでもあります。
- 以上です。

---

### ◎日程第3　その他報告事項

- 鈴木委員長　日程第3、その他報告事項です。

報告事項1、東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定に基づく、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の改正について、報告事項2、東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例並びに東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則に基づく、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率の改正について、以上2件は関連がありますので、一括して報告をお願いいたします。

学校教育部長。

- 小島学校教育部長　それでは、その他報告事項（1）、（2）につきましてご報告をさせていただきます。

本件は、学校医等が公務上で災害を受けた場合に、その災害によって生じた身体的損害について補償される公務災害補償に関するもので、今回は2件の改正内容であります。

1件目、（1）の最低限度額及び最高限度額についてであります。これは学校医等の公務災害補償の条例の中で、長期療養者の休業補償と年金補償に係る補

償基礎額について、受給者に適正な補償額を確保するための最低限度額と最高限度額を定めることとされておりまして、それに基づくものであります。

学校医等の公務災害補償に係る補償基礎額の最低限度額と最高限度額は、人事院が定める額を考慮して、市長と協議の上、教育委員会が定めることとなっており、東京都の補償金額に準じ決定しているところであります。

この改正のもととなります東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正につきましては、9月議会で可決されました。その後、東京都の補償金額と同様の額にすることについて、市長に協議をお願いしましたところ、9月24日付で同意をいただいております。

そこで、最低限度額と最高限度額を決定させていただきますことを、本日も報告申し上げるものでございます。

具体的な年齢階層別の改正額につきましては、その他報告（1）の資料の中段にございますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

次に、2件目、（2）前年度以前に支給された遺族補償年金等の年金額を再評価する際の率の改正についてであります。こちらは公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定の例により、市長と協議の上、教育委員会が率を定めることとなっており、東京都の率の改正に準じ決定しているところであります。

この遺族補償年金等の額に乗ずる率につきましても、条例の一部改正後に、東京都の率と同様の率にすることについて市長に協議をお願いしましたところ、9月24日付で同意をいただきましたので、遺族補償年金等の額に乗ずる率を決定させていただきますことを、本日も報告申し上げるものでございます。

改正率につきましては、その他報告（2）の資料に期間別、学校医及び学校歯科医、学校薬剤師の別に経験年数別の乗ずる率がございますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

（発言する者なし）

○鈴木委員長 ないようですから、質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

---

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって、平成22年第10回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 2時16分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会議録署名委員 土田 豊